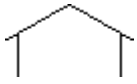


(切り取り線)

【必要事項記載部分】 1. 指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項 ①指定市町村名 都道府県市町村(区) ②この用紙を船長又は船員に交付した年月日 年月日 ③選挙の種類 ④船員の選挙人名簿登録地市町村名 都道府県市町村(区) ⑤令第59条の6又は第59条の6の3に係る請求の別 第59条の6に係る請求第59条の6の3に係る請求 2. 不在者投票管理者等の記載事項 ①氏名(署名) ②指定船舶等の名称 ③この用紙を船員に交付した年月日 年月日 3. 立会人の記載事項 氏名(署名) 4. 船員の記載事項 ①氏名(署名) ②住所 市区町村 ③選挙人名簿登録証明書の交付年月日 年月日 ④船員手帳の番号 5. 代理投票の仮投票の場合 代理記載人の署名	【投票記載部分】 何選挙洋上投票 ○注意 せいつうた 政党その他 せいじだんたい の政治団体 めいしようまた の名称又は りやくしよう 略称 せいつうた 政党その他 せいじだんたい の政治団体の名称又は略称は、欄内に一つ書くこと。 (切り取り線)
(切り取り線)  ファクシミリ送信時の 用紙の向き ※送信する際には、用紙の向き及び表 裏に注意してください。 【注意事項記載欄】 1 投票送信用紙の交付から送信までの手続 (1) 令第59条の6に係る請求の場合 ① この投票送信用紙の交付を受けた船員は、1、2、3欄に記載された事項を消したり、修正を加えたりせず、投票の記載をする場所で4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。なお、④欄には、当該船員が自衛隊員である場合には「自衛隊員」と記載し、実習生である場合には「実習生」と記載してください。 ② 投票の記載を行った船員は、ファクシミリ装置を用いて船長から知らされた電気通信番号により指定市町村の選挙管理委員会の委員長あてに送信してください。 ③ 代理投票の場合は、4欄には代理記載人が記載してください。 ④ 5欄には、代理投票の仮投票の場合以外は記載しないでください。 (2) 令第59条の6の3に係る請求の場合 ① この投票送信用紙の交付を受けた船員は、1欄及び2欄中②欄に記載されている事項を消したり、修正を加えたりしないでください。 ② 船員は、指定市町村の選挙管理委員会の委員長が指定した時間内に確認書の送信を行った後、選挙の期日の公示があった日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間の指定市町村の選挙管理委員会の委員長が定める時間内において、4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。なお、④欄には、当該船員が自衛隊員である場合には「自衛隊員」と記載し、実習生である場合には「実習生」と記載し、2欄中①、③欄及び3欄については、何も記載しないでください。 ③ 投票の記載を行った船員は、ファクシミリ装置を用いて請求書に記載した電気通信番号により指定市町村の選挙管理委員会の委員長あてに送信してください。 2 投票送信用紙の送信後の手続 (1) 令第59条の6に係る請求の場合 ① 船員は、送信を行った後、直ちに、投票記載部分、必要事項記載部分及び注意事項記載欄をそれぞれ切り離し、投票記載部分を投票送信用紙とともに船長から交付された投票送信用紙用封筒に入れて封をし、必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面に貼り付けて、船長に提出してください。 (2) 令第59条の6の3に係る請求の場合 ① 船員は、送信を行った後、直ちに、投票記載部分、必要事項記載部分及び注意事項記載欄をそれぞれ切り離し、投票記載部分を投票送信用紙とともに交付された投票送信用紙用封筒に入れて封をし、必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面に貼り付けて、確認書とともに保管し、本邦の港に帰ったときに、指定市町村の選挙管理委員会の委員長あて送致してください。 3 出航後に船員が2人以下となった場合の手続 船長は、船員から令第59条の6第8項の請求を受けた場合において、船員の数に2人以下に減り、立会人の氏名が記載できない場合には、2欄に必要事項を記載し、3欄には当該船員が法第49条第8項に該当する選挙人である旨を記載した上で、船員に交付してください。 交付を受けた船員は、4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。その後は、上記1(2)③及び2(2)①と同様に送信等を行ってください。 なお、当該船員が自衛隊員である場合には、④欄には「自衛隊員」と、実習生である場合には「実習生」と記載し、5欄には何も記載しないでください。 市(区)(町)(村)選挙管理委員会 印	

何選挙洋上投票

○ 注意
一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。
二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。

【投票記載部分】

こうほしやしめい 候補者氏名
また 又は
せいとう 政党その他
せいじだんたい の政治団体
めいしようも の名称若し
りやくしょう くは略称

(切り取り線)

【必要事項記載部分】

1. 指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項
①指定市町村名
都道府県 市町村 (区)
②この用紙を船長又は船員に交付した年月日
年 月 日
③選挙の種類
④船員の選挙人名簿登録地市町村名
都道府県 市町村 (区)
⑤令第59条の6又は第59条の6の3に係る請求の別
第59条の6に係る請求 第59条の6の3に係る請求
2. 不在者投票管理者等の記載事項
①氏名(署名)
②指定船舶等の名称
③この用紙を船員に交付した年月日
年 月 日
3. 立会人の記載事項
氏名(署名)
4. 船員の記載事項
①氏名(署名)
②住所
市区町村
③選挙人名簿登録証明書の交付年月日
年 月 日
④船員手帳の番号
5. 代理投票の仮投票の場合
代理記載人の署名

(切り取り線)



ファクシミリ送信時の
用紙の向き
※送信する際には、用紙の向き及び表
裏に注意してください。

【注意事項記載欄】

- 1 投票送信用紙の交付から送信までの手続
- (1) 令第59条の6に係る請求の場合
- ① この投票送信用紙の交付を受けた船員は、1、2、3欄に記載された事項を消したり、修正を加えたりせず、投票の記載をする場所で4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。なお、④欄には、当該船員が自衛隊員である場合には「自衛隊員」と記載し、実習生である場合には「実習生」と記載してください。
- ② 投票の記載を行った船員は、ファクシミリ装置を用いて船長から知らされた電気通信番号により指定市町村の選挙管理委員会の委員長あてに送信してください。
- ③ 代理投票の場合は、4欄には代理記載人が記載してください。
- ④ 5欄には、代理投票の仮投票の場合以外は記載しないでください。
- (2) 令第59条の6の3に係る請求の場合
- ① この投票送信用紙の交付を受けた船員は、1欄及び2欄中②欄に記載されている事項を消したり、修正を加えたりしないでください。
- ② 船員は、指定市町村の選挙管理委員会の委員長が指定した時間内に確認書の送信を行った後、選挙の期日の公示があった日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間の指定市町村の選挙管理委員会の委員長が定める時間内において、4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。なお、④欄には、当該船員が自衛隊員である場合には「自衛隊員」と記載し、実習生である場合には「実習生」と記載し、2欄中①、③欄及び3欄については、何も記載しないでください。
- ③ 投票の記載を行った船員は、ファクシミリ装置を用いて請求書に記載した電気通信番号により指定市町村の選挙管理委員会の委員長あてに送信してください。
- 2 投票送信用紙の送信後の手続
- (1) 令第59条の6に係る請求の場合
- ① 船員は、送信を行った後、直ちに、投票記載部分、必要事項記載部分及び注意事項記載欄をそれぞれ切り離し、投票記載部分を投票送信用紙とともに船長から交付された投票送信用紙用封筒に入れて封をし、必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面に貼り付けて、船長に提出してください。
- (2) 令第59条の6の3に係る請求の場合
- ① 船員は、送信を行った後、直ちに、投票記載部分、必要事項記載部分及び注意事項記載欄をそれぞれ切り離し、投票記載部分を投票送信用紙とともに交付された投票送信用紙用封筒に入れて封をし、必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面に貼り付けて、確認書とともに保管し、本邦の港に帰ったときに、指定市町村の選挙管理委員会の委員長あて送致してください。
- 3 出航後に船員が2人以下となった場合の手続
- 船長は、船員から令第59条の6第8項の請求を受けた場合において、船員の数に2人以下に減り、立会人の氏名が記載できない場合には、2欄に必要事項を記載し、3欄には当該船員が法第49条第8項に該当する選挙人である旨を記載した上で、船員に交付してください。
- 交付を受けた船員は、4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。その後は、上記1(2)③及び2(2)①と同様に送信等を行ってください。
- なお、当該船員が自衛隊員である場合には、④欄には「自衛隊員」と、実習生である場合には「実習生」と記載し、5欄には何も記載しないでください。

市(区)(町)(村)選挙管理委員会 印

備考

- 一 投票送信用紙は両面印刷の方法により調製しても差し支えないが、投票記載部分及び必要事項記載部分の裏面には何も印刷しないこと。
- 二 様式その一は衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の投票送信用紙の様式であり、様式その二は衆議院比例代表選出議員の選挙の投票送信用紙の様式であり、様式その三は参議院比例代表選出議員の選挙の投票送信用紙の様式である。
- 三 投票送信用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 四 投票送信用紙に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印は、指定市町村の選挙管理委員会の定めるところにより、指定市町村の印をもつてこれに代えても差し支えない。
- 五 不正行為を防止することができる方法で投票送信用紙を印刷することができると認められる場合に限り、指定市町村の選挙管理委員会はその定めるところにより、投票送信用紙に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。
- 六 投票記載部分に選挙の種類を記載する際には「第何回衆議院小選挙区選出議員選挙」等と記載しなければならない。
- 七 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第五十九条の六に係る請求を受けた場合は投票送信用紙の必要事項記載部分の「1. 指定市町村の選挙管理委員会の記載事項」欄に、令第五十九条の六の三に係る請求を受けた場合は投票送信用紙の「1. 指定市町村の選挙管理委員会の記載事項」欄及び「2. 不在者投票記録簿の記載事項」欄中「②指定市町村の名称」欄に必要な事項を記入して交付しなければならない。

- 八 投票送信用紙の注意事項記載欄の余白には、必要と認められる事項を記載することができる。